

別表								
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
1	平成25年度 諮問受理第172号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第417号	平成26年 2 月27日	市民の声No. 1171-10052-001-01 の決裁者の印鑑を押印した部分を請求します。 市民の声で書類上謝る「現副区長」〇〇の電話応接が陳腐なもので、この時点の〇〇と今の〇〇が同一人物か確認したいため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第112号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
2	平成25年度 諮問受理第173号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第418号	平成26年 2 月27日	平成19年 4 月～20年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第113号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
3	平成25年度 諮問受理第174号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第419号	平成26年 2 月27日	平成20年 4 月～21年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第114号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
4	平成25年度 諮問受理第175号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第420号	平成26年 2 月27日	平成21年 4 月～22年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第115号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
5	平成25年度 諮問受理第176号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第421号	平成26年 2 月27日	平成23年 4 月～24年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第116号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
6	平成25年度 諮問受理第177号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第422号	平成26年 2 月27日	平成24年 4 月～25年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第117号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
7	平成25年度 諮問受理第178号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第423号	平成26年 2 月27日	平成25年 4 月～26年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員座席図を請求します。 根拠は阿倍野区が不作為する職員を庇い市民に「泣き寝入り」を強いるので自分で調べます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第118号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
8	平成25年度 諮問受理第179号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第424号	平成26年 2 月27日	平成19年 4 月～20年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようともせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使用します。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第119号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
9	平成25年度 諮問受理第180号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第425号	平成26年 2 月27日	平成20年 4 月～21年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようともせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使用します。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第120号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
10	平成25年度 諮問受理第181号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第426号	平成26年 2 月27日	平成21年 4 月～22年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようともせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使用します。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第121号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
11	平成25年度 諮問受理第182号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第427号	平成26年 2 月27日	平成22年 4 月～23年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようともせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使用します。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第122号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
12	平成25年度 諮問受理第183号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第428号	平成26年 2 月27日	平成23年 4 月～24年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようともせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使用します。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第123号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
13	平成25年度 諮問受理第184号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第429 号	平成26年 2 月27日	平成24年 4 月～25年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使います。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第124号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
14	平成25年度 諮問受理第185号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第430 号	平成26年 2 月27日	平成25年 4 月～26年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。精神障害福祉手帳担当とそのライン職員を訴える書類に使います。この職にある者を蛍光ペンなどでマーキングして分かりやすいよう加工して提供してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第125号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
15	平成25年度 諮問受理第186号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第431 号	平成26年 2 月27日	阿倍野区副区長〇〇の平成26年 2 月19日（水）の出退勤状況・時間の分かる書類。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。 副区長の職にあるものが、上記記載日午後 1 時50分に苦情を連絡しているにも関わらず、何ら危機管理能力も見せず、管理能力の乏しい保健福祉課長に任せて同午後 6 時には退庁し、連絡すら取れないようになっていたために確認します。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第126号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
16	平成25年度 諮問受理第187号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第432 号	平成26年 2 月27日	阿倍野区の管理職員危機管理マニュアル類。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる」と居直るので根拠資料を自分で調べます。 副区長の職にあるものが、上記記載日午後 1 時50分に苦情を連絡しているにも関わらず、何ら危機管理能力も見せず、管理能力の乏しい保健福祉課長に任せて同午後 6 時には退庁し、連絡すら取れないようになっていたために確認します。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第127号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
17	平成25年度 諮問受理第188号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第433 号	平成26年 2 月27日	平成19年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ね」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第128号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
18	平成25年度 諮問受理第189号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第434号	平成26年 2 月27日	平成20年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ぬ」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第129号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
19	平成25年度 諮問受理第190号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第435号	平成26年 2 月27日	平成21年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ぬ」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第130号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
20	平成25年度 諮問受理第191号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第436号	平成26年 2 月27日	平成23年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ぬ」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第131号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
21	平成25年度 諮問受理第192号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第437号	平成26年 2 月27日	平成24年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ぬ」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第132号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
22	平成25年度 諮問受理第193号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第438号	平成26年 2 月27日	平成25年 4 月に使用していた、阿倍野区保健福祉課の精神保健福祉手帳配布後の手続き教示など手帳取得から派生する各種手続き案内などを取りまとめた事務マニュアル。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず、怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧困者は死ぬ」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民対応や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第133号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
23	平成25年度 諮問受理第194号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第439号	平成26年 2 月27日	平成26年 2 月20日～同27日までに阿倍野区副区長〇〇が相談した弁護士 の氏名・事務所所在地を明らかにする書類。 根拠は阿倍野区保健福祉課職員の精神保健担当が後期高齢者医療制度の制度説明や説明書類も渡さず、市民の財産に損害を与えながら自ら調べようとせず怠慢職員を区役所の副区長レベルから庇いたてて平然と市民に「泣き寝入り」を強いて「訴えるなら訴えてみる。」大凡常識の範疇を超える応対に打って出て居直るので根拠資料を自分で調べます。 市民の主情をかんがみず不利益な処分を妥当とした悪徳弁護士を教えてください。 市民の主情を一顧だにせず、ただ「担当係長が言った」「訴えてみるなら訴えてみる。」「貧窮者は死ぬ。」と言わんばかりに入院している本人を嘲笑する対応に 2 時間も終始し、訴訟する事の現実性や損失額から訴訟する金額の合理性など貧窮する市民の経済状況を何も考えない言動に終始するため。 市民としては保健福祉課の市民応接や制度に対する知識が異様に低いため、制度どころか、マニュアルすらなく、教示の必要性も認識していないため、単に泣き寝入りをそもそもしていると疑問を感じるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第134号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
24	平成25年度 諮問受理第195号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第440号	平成26年 2 月27日	阿倍野区の陳腐なスローガン「住み続けたいまち阿倍野」のネーミングに市民に障害者差別を間断となく繰り返す阿倍野区役所の実情と乖離している携わったものの氏名の分かる決裁文書の写し。 スローガンとは裏腹にため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第135号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
25	平成25年度 諮問受理第196号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第441号	平成26年 2 月27日	阿倍野区の陳腐なビジョンの作成・決裁に関わったものの氏名の分かる決裁文書の写し。 ビジョンは絵空事で実情は市民に障害者差別を間断となく繰り返す阿倍野区役所体質とは乖離しているため。 パクリならパクった書類で可。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第136号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
26	平成25年度 諮問受理第197号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第442号	平成26年 2 月27日	平成26年 2 月19日阿倍野区保健福祉課長〇〇が同副区長〇〇に報告した後期高齢者医療の教示苦情の報告書。 シャープペンシルで筆記したメモ。 要点を得ず、副区長〇〇が全く市民感情を無視して素っ頓狂な回答をしたため「確認」したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第137号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
27	平成25年度 諮問受理第198号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第443号	平成26年 2 月27日	平成26年 2 月19日に阿倍野区保健福祉課長〇〇が同副区長〇〇に報告した後期高齢者医療の教示苦情の大阪市行政手続き法に沿った報告書。 要点を得ず、副区長〇〇が全く市民感情を無視して素っ頓狂な回答をしたため同法に基づき説明責任を示してください。「確認」したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第138号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
28	平成25年度 諮問受理第199号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第444号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区で使用している「差別」「非差別」「被差別」の判断基準を示した書類。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を損ねる仕打ちなどを何度も繰り返し、「差別に当たらない」と即答するが、市民には同じ人間に毎回同じ申請手続きなどを拒んだりする不作為を続ける差別を続けて、問いただすと副区長以下同様「訴えてみやがれ」的な暴言を吐かれて、居直っているとしか思えないので差別とは何か根拠をお示してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第139号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
29	平成25年度 諮問受理第200号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第445号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の市・府民税の滞納者人数と滞納額を教えてください。率で使用している「差別」「非差別」「被差別」の判断基準を示した書類。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取っていないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第140号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
30	平成25年度 諮問受理第201号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第446号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の固定資産税・都市計画税の滞納者人数と滞納額を教えてください。率で使用している「差別」「非差別」「被差別」の判断基準を示した書類。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取っていないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第141号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
31	平成25年度 諮問受理第202号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第447号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の国民健康保険料年度別の滞納者人数と滞納額を教えてください。年度は分かる範囲で全部。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取っていないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第142号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
32	平成25年度 諮問受理第203号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第448号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の各種手数料などの滞納者数とその額。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取っていないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第143号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
33	平成25年度 諮問受理第204号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第449号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の市・府民税滞納者数とその額。 滞納整理の実績の分かる物。 滞納整理に出動した日数、滞納差し押さえ実績金額と人件費の分かる物。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取ってないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第144号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
34	平成25年度 諮問受理第205号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第450号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の固定資産税・都市計画税の滞納者数とその額。 滞納整理の実績の分かる物。 滞納整理に出動した日数、滞納差し押さえ実績金額と人件費の分かる物。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取ってないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第145号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
35	平成25年度 諮問受理第206号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第451号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区管内の国民健康保険料滞納者数とその額。 滞納者整理の実績の分かる物。 滞納者整理に出動した日数、滞納差し押さえ実績金額と人件費の分かる物。 分かる期間全部。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区の収入は必ず全額完納であるか知りたいです。取ったものは返せなくて取れない物は取ってないと言う事ではないと思います。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第146号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
36	平成25年度 諮問受理第207号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第452号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修に使用した費用・人件費・物品費など全ての金額を示したもの。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第147号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
37	平成25年度 諮問受理第208号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第453号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修がどのような事をしたのか分かる書類。研修資料など。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第148号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
38	平成25年度 諮問受理第209号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第454号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修に参加した出席簿など職員がどれだけ参加して行ったのかというものが分かる物。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第149号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
39	平成25年度 諮問受理第210号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第455号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修で職員の行状が良くなった成果を示すもの。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第150号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
40	平成25年度 諮問受理第211号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第456号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区保健福祉課職員の公選区長になってからの職員接遇研修に使用した費用・人件費・物品費などすべての金額を示したもの。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第151号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
41	平成25年度 諮問受理第212号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第457号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の公選区長になってからの副区長〇〇の職員接遇研修に参加した資料と効果測定を示したもの。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 こんなバカに公金をつっ込むのは住民監査請求を行うので基礎資料が欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第152号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
42	平成25年度 諮問受理第213号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第458号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区に過去寄せられた市民の声などで改善が行われたことが測定できる資料。 阿倍野区の公選区長になってから良くなったような1つ星が付いているが根拠は何なのかをしりたい。 サービス向上は何も感じないし、区長の存在さえ見えない。 区長が実は木偶かもう死んでいるのではないかと思う。 無駄な税金投入キャラ「あべのん」以下のおさびしい露出である。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から8万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 何も良くなっていないのにH Pに「どや」と載せる根拠を知りたい。 こんなつまらない絵空事に公金投入は許せない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第153号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
43	平成25年度 諮問受理第214号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第459号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区に過去寄せられた市民の声の結果検証された書類。 以前に市民の声で書いたことが全くでたらめでどのようなコンプライアンスを阿倍野区は行っているのか知りたい。 阿倍野区では障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士とも相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織と思えない蛮行、暴挙、暴言を行うので、阿倍野区での接遇研修が区長トップダウンと書かれているが、全くの絵空事で何年住んでいても市民サービスの向上が何も実感できない。 スローガンやビジョンがバカげた机上の空論に過ぎず、かく副区長のたまう「目指すもの」「途中半ば」にも到底当てはまらない。奇人の蒙昧な幻覚かと感じる。 区の統合論も昨今出ているが現在の事務も一人前にすら出来ない、応対が出来ない幼稚で統合もあり得ないお粗末な現状で、挙句の果てが「弁護士」なんぞ子どもの喧嘩で「おかーちゃんに言い付けるで」的なバカさ加減で訴訟の辛さを知らない能なし丸分かりで市民感情とは乖離した「ただのバカ」である。 広報広聴マニュアルの順守がされていない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第154号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
44	平成25年度 諮問受理第215号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第460号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区の緊急連絡網。 どこの組織でもあると思うが、阿倍野区では緊急連絡網もないらしく、執務時間に苦情を言っても、執務時間外まで時間を引き延ばし。「上に聞かないと分からない」「連絡が取れない」と平日の午後 6 時には平然と同区保健福祉課長・〇〇が言うので、これが「大災害」の時になければ招集すら出来ない。危機管理能力が欠落していると思うので請求。 特に管理職以上は公人として当たり前のように「時間外で有っても対応」すでき「管理職手当」を支給しているのであるから午後 6 時に連絡が取れないのは問題があるので人事担当に聞いてみる所存。 そもそも阿倍野区は障害者と言う社会的弱者の財産を行政手続きの教示ミスは一切認めず、今もなお入院中の60万円の年金収入者から 8 万円の損害金を与えながら、自分達の言い訳材料に弁護士と相談して、副区長の〇〇がこともあろうか、入院している者に「職員は分からないし、お金は返せない、文句あるなら訴えてみやがれ」的な障害がもとで入院中の市民が出訴出来ないことを嘲笑うような暴言を吐かれて住民サービスを行う組織とは思えない蛮行、暴挙、暴言を行うからこいつが緊急に連絡出来なかった旨も合わせて請求。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第155号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
45	平成25年度 諮問受理第216号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第461号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区区長・副区長の出退勤リスト。 大阪市職員条例に抵触している（出退勤カードの不正）が考えられる。 危機管理能力もないし存在も怪しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第156号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
46	平成25年度 諮問受理第217号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第462号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区での裏金工作疑惑の書類一式。 以前に東住吉区で裏金プールが発覚し全区に「確認」をしていたが、その書類と確認決裁欄を見たい。 今も阿倍野区は裏金を秘匿していると報道に売り込む根拠としたい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第157号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
47	平成25年度 諮問受理第218号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第463号	平成26年 3 月 1 日	現在までの阿倍野区職員で懲戒処分を受けた職員の一覧。 阿倍野区は障害者から金を巻き上げっ放しの「お役所天国炸裂」なので、阿倍野区選出市議員に陳情する根拠として使いたい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第158号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
48	平成25年度 諮問受理第219号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第464号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区副区長〇〇・阿倍野区保健福祉課長〇〇の人事歴。 この二人は以前に裏金プール事件の時にどの部署に居たのかが知りたい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第159号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
49	平成25年度 諮問受理第220号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第465号	平成26年 3 月 1 日	阿倍野区職員人事リスト・平成20年度・保健福祉課編 同区副区長〇〇はこの当時の職員が分からないとかしらを切るので公文書公開します。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第160号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
50	平成25年度 諮問受理第221号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第466号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区職員力向上基本プランの策定の主旨を記載したもの。決裁者の分かる書類。 主旨はこのような普通民間で当たりな事の羅列と思われる「幼稚」なプランを何故「阿倍野区」では必要としたのか。動機を知りたい。 あまりにもアホすぎるし策定後も職員の気質は低いばかりで副区長は「電話応接」すら出来ず、保健福祉課長は 4 時間眼鏡を曇らせて遊んでいるだけである。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第161号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
51	平成25年度 諮問受理第222号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第467号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区職員向上基本プランの策定に要した人件費などの支出の分かる物。 残業代、用紙代、人件費（時間内の研修時間のコストも入れる事）電気代、公費として血税を費やしたもの全部。 主旨はこのような普通民間で当たり前な事の羅列と思われる「幼稚」なプランを何故「阿倍野区」では必要としているのかも分からないが、ただただ行状の悪い職員を更正させるために血税を投入していないかを確認するため。血税を費やす程行状が良くないのか？ 基本プランは昨年に策定されているが、職員の行状の悪さは何ら実感する事は無く、むしろ後退していて、伏魔殿の形相を呈している。 その応接の悪さ、危機管理力の乏しさには酸鼻を極め悪寒すら感じる。もともと自浄作用の失われた集団なんぞに絵空事の規律確保の嘘を塗り固め、血税を投入されるのは困るので住民監査請求の資料に使用。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第162号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
52	平成25年度 諮問受理第223号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第468号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区職員力向上基本プランの策定後に職員の行状が向上したのが分かる物。 作文、絵日記、寸劇とかの場合はメディアに納めた物。 血税を費やしてまで取り組んだ成果物全部。 主旨はこのような普通民間では当たり前な事の羅列と思われる「幼稚」なプランを何故「阿倍野区」では必要としているのかも分からないが、ただただ行状の悪い職員を更正させるために血税を投入していないかを確認するため。血税を費やす程行状が良くないのか？ 基本プランは昨年に策定さているが、職員の行状の悪さは何ら実感する事は無く、むしろ後退していて、伏魔殿の形相を呈している。 その応接の悪さ、危機管理力の乏しさには酸鼻を極め悪寒すら感じる。もともと自浄作用の失われた集団なんぞに絵空事の規律確保の嘘を塗り固め、血税を投入されるのは困るので住民監査請求の資料に使用。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第163号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
53	平成25年度 諮問受理第224号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第469号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区職員力向上基本プランと阿倍野区C S運動の効果測定が分かる物。 阿倍野区に行っても何も変わらないので「阿倍野区職員力向上」とは何をもって向上としているのか分かる物。 そもそもH Pを使用して「鳴り物」のように扱うのは一体何に原因があるのかを教えて貰いたい。 H Pは嘘を羅列しても「どうでも良いのか」 また「何年前から職員の行状が悪く」27年度末までに「どの行状を良くするように」するのか具体的に教えてほしい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第164号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
54	平成25年度 諮問受理第225号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第470号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区で平成25年 6 月11日以降に時間外に阿倍野区庁舎内の残留していたもののリスト全部。 大阪市職員倫理条例でも謳われている「出退勤カード」で同じく「大阪市執務時間」の定めを越えた者の職・氏名・退勤時間・残留した理由・残業代の費目・内容・単価の分かる物全部。 私は上記期日より母の「当然享受出来る筈である住民サービス」が受けられないために断続的に苦情等を入れているが、その都度、阿倍野区から「上滑って」「専門用語でごまかされ」「論旨を外した」「要領の得ない」また「何をやっているのかさえ分からない」「小学生の弁論大会」みたいな絵空事の電話応接や書類などを受け取っているが、まさか、あの、自分守れたら市民なんて～みたいな書類を作成するために、血税で賄われている「人件費」や「光熱費」などを使っていないか確認するため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第165号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
55	平成25年度 諮問受理第226号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第471号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区で10分に 1 回は阿倍野区の応接した職員が口にする「確認」と言う言葉の行政的意味を記したもの。 あまりにも「確認！確認！確認！確認！確認！確認！確認！」と連呼されるので「電車の運転手の指示呼称なのか？」「実は全員 J R 美章園駅の職員さんなのか」と感じたため違和感を感じ、阿倍野区区役所職員と J R 美章園職員の区別をするために使用。 一体何の「確認」をしているのかは不明であるが「阿倍野区職員からの理論武装の時間稼ぎ」にしか思えない。 市民の主情は一切無視し、自分目線の歪な持論を展開するには国法、条例などに何らか手法論が纏められていると思われる。あるいは阿倍野区特別条例で記載されているとしか思えない。 J R 美章園職員でさえ電車が通過した時くらいである。 法的意味、行政用語的意味、または大阪市の条例、規則などに定めている場合は情報提供希望。特別法の場合は写しの交付。 市民の主情は排除なのか？	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第166号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
56	平成25年度 諮問受理第227号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第472号	平成26年 3 月 4 日	阿倍野区保健福祉課長〇〇と平成26年 2 月19日に面接し、阿倍野区保健福祉課職員の不教示による公金不正詐取の一件の対する説明資料が14日目の 3 月 4 日の午後11時30分を経過しても郵送されて来ないので、遅延の理由が分かる書類。 説明資料は行政監査請求に添付するため、至急必要としているのに、阿倍野区でいう「大好きルール14日」を守れていないので刻銘な説明書類を希望。 住民監査請求の添付書類にする。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第167号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
57	平成25年度 諮問受理第228号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第473号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区主催、共催、阿倍野区管内全域で行われるにおける、懇話会・審議会・委員会などで、一般市民が傍聴させてくれない物の一覧。 全部を教えてください。 また、市民が傍聴出来ないものは、なぜ「傍聴出来ないのかを明示した公文書」を付けてください。 請求の主旨は阿倍野区の杜撰な行政が市民の目に触れない、秘密裏のところで行われていないか確認したいため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第168号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
58	平成25年度 諮問受理第229号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第474号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区主催、共催、阿倍野区管内全域で行われている、懇話会・審議会・委員会などで、平成25年中に行われた、一般市民が傍聴出来た物の一覧。全部を教えてください。また、市民傍聴の条件など「傍聴ルール」を付けてください。請求の主旨は阿倍野区の杜撰な行政が茶番劇で終わらせていないかを確認したいため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第169号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
59	平成25年度 諮問受理第230号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第475号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区主催、共催、阿倍野区管内全域で行われている、懇話会・審議会・委員会などで、または職員研修などで、平成26年度以降に行われる予定である、一般市民が傍聴出来る物の一覧。全部を教えてください。また、市民傍聴の条件など「傍聴ルール」を付けてください。請求の主旨は阿倍野区の杜撰な行政を生で見たいほか、物申さないと「泣き寝入り」をしてしまう結果となるので、茶番劇で終わらせないために積極的に参加したいため。予定を確認。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第170号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
60	平成25年度 諮問受理第231号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第476号	平成26年 3 月 5 日	次期「大阪市長選挙」に伴い行われる阿倍野区選挙管理委員会の期日。請求の主旨は適法に選挙の執行がなされているか同委員会を傍聴したいため。傍聴の規定ある場合はその規定を示してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第171号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
61	平成25年度 諮問受理第232号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第477号	平成26年 3 月 5 日	時期「大阪市長選挙」の告示日に行われる、阿倍野区選挙管理委員会の議事録。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第172号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
62	平成25年度 諮問受理第233号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第478号	平成26年 3 月 5 日	時期「大阪市長選挙」の平成26年 3 月23日に執行される、阿倍野区選挙管理委員会が行う「開票所開票風景」を傍聴する為の申請書を請求します。主旨は、日頃杜撰で市民サービスもろくに出来ない阿倍野区役所が選挙開票できびきびと作業をどのように行っているのか興味がある。市民の税金も見っていないと横領する同区が市民の大切な権利の行使である「投票」の結果をどのような手法で適法に開票しているのか確認したい。「阿倍野区に対する疑惑」を払拭したいため。傍聴出来ない場合はその主旨を述べた規定。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第173号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
63	平成25年度 諮問受理第234号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第479号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区役所職員で喫煙するものの一覧表。同区職員が勤務時間中に庁舎外で喫煙しており、尚且つポイ捨てを行ったので、現市長の言う「勤務時間内禁煙」の主旨に反するため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第174号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
64	平成25年度 諮問受理第235号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第480号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区役所で同区喫煙職員が執務時間中の喫煙を行った場合の処分などをまとめた物。 同区職員は工芸高校方向の植え込みで喫煙し、工芸高校内の敷地に吸殻を植え込みにポイ捨てしていたのを目撃したため。 また、区民センターの前でも同様の職員を目撃したため。 喫煙は容認しても「吸殻をポイ捨て」は資質を疑うため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第175号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
65	平成25年度 諮問受理第236号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第481号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区役所の敷地内での喫煙コーナーの見取り図。 以前は区役所玄関前や 2 階の外側で職員が「ドヤ！今は休憩時間やから玄関前でプカプカ吸うとるんじゃい」とばかりに喫煙していたのに、玄関前の喫煙コーナーが撤去されている。 撤去だけでは良いが、区役所来所時に執務時間中なのに「今吸いました」と言わんばかりの「タバコくさい」職員が散見されるため。 非喫煙者には10メートル以上離れていても匂い放題です。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第176号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
66	平成25年度 諮問受理第237号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第482号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区副区長〇〇の副区長とした人事に関する記録。 主旨は公選区長を抜擢しているにも関わらず、否定した旧体制の元区長を副区長に据え置いている根拠を知りたいため。 橋下市政で「公選区長」は市政の風通しを良くする目玉政策の一つであったはずであるし、そもそも旧の〇〇区長時代は「東住吉区役所裏金プール事件」など「ばれた東住吉区の要領が悪い」的要素があり、当然24区横並びに有ったであろう裏金で、ただ単に事実を隠蔽してしまった「大阪市職員天国」時代の生き残りでもあり、そのような時代に裏金の隠蔽を指揮した張本人を副区長として何故置いて、木偶の存在の公選区長を置いているのか明確に確認したい。 また副区長になれば「降格」であるのかも確認したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第177号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
67	平成25年度 諮問受理第238号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第483号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区役所で保有する、阿倍野区副区長〇〇の副区長として留保する事にした根拠記録。 主旨は公選区長を抜擢しているにも関わらず、全否定して攻撃の対象とした旧体制のデタラメ元区長をどういう訳か未だに副区長に置き留めている根拠を知りたいため。 橋下市政では旧区長を否定し、「公選区長」を宛がい、市政の好転を謳い失墜した市役所の信用を取り戻そうとする、「目玉政策」の一つであったはずである。また、そもそも〇〇区長時代には「東住吉区役所裏金プール事件」など「ばれた東住吉区だけが悪いんだよ～残念だよね～」的要素があり、当然24区横並びに有ったであろう裏金プールが必ずあったはずで、ただ単に後続の23区に存在していると額の大きさなどで大事件の様相を高めたので、本当の事実を秘匿・隠蔽・握りつぶしてしまった「大阪市職員天国」時代の負の遺産の象徴でもあり、そのような時代に裏金の隠蔽を指揮した張本人を副区長として何故置いているのか分からない。組織は必死に守るが、市民の窮状には峻厳を持って臨み、それこそ木偶の区長との「二重行政」ではないのか？公選区長も血税を支払っているのであれば、全否定した旧区長は当然の如く「お払い箱」ではと素朴に思うし、この〇〇の応接を聞いて必要性を感じない。また他の区役所で有益な教示を受けたことに対しても「確認」をして「どこの区でも同じサービスレベルしかやっておりますよ」的な暴言を吐くこと自体現在求められる「区政」とはかけ離れていて同副区長の存在が行政サービスの向上を阻んでいると推察される。 不必要。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第178号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
68	平成25年度 諮問受理第239号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第484号	平成26年 3 月 5 日	平成26年 2 月に阿倍野区役所が弁護士に支払った報酬と相談案件の確認できるもの。 阿倍野区副区長〇〇は有ろう事にも市民に不作為を繰り返し、不利益処分を下した場合、住民訴訟された場合に勝てるかどうかを弁護士に相談したと威嚇・脅迫されたので証拠を確認したい。 区役所の制度に対する不理解・不勉強・不教示などの責任を市民に転嫁し、損害金を返還する事もなく。弁護士に市民に不利になる相談をするのが蛮行である。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第179号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
69	平成25年度 諮問受理第240号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第485号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区役所前の駐車スペースに執務時間以前に自家用車を止めている者の確認。 選挙の期日前投票時に良く見受けられるのでおかしい。 そもそも大阪市職員には交通費が支給されており、マイカー通勤は事情もあるであろうが、公物の駐車スペースに同じ車が連続して止められることもないし、普通区役所は執務時間以外か施錠・警備をかけているはずなので、職員が使っていることに間違いない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第180号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
70	平成25年度 諮問受理第241号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第486号	平成26年 3 月 5 日	阿倍野区選挙管理委員会の時間外手当の確認。 向こう 4 年間。 全職員の選挙の目的の時間外手当の支給内容。 主旨は選挙期間前から異常に選挙管理委員会の事務室の明かりが消えようとしない。 日頃事務もともに享受すらできない阿倍野区役所が深夜まで残業をしているのは滑稽である。 国費など自分の懐が痛まないの無尽蔵に残業代を食いつぶしているのではないか？ 労働基準法にも抵触した不当残業とも考えられるので、 1．選挙ごと（衆議院・参議院・府知事・市長・地方議会） 2．選挙で残業をしたもの事 3．日にちごとの残業時間の帳簿 4．出退勤簿（時間が合っていて水増ししていないか確認） の4点が確認できるように配慮してください。 可笑しすぎますし、真っ暗でタバコ吸っている職員見ますよ。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第181号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
71	平成25年度 諮問受理第242号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第487号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区だけで密かに使用されている特別広聴広報マニュアル。 同区保健福課長〇〇が同課職員の不教示で市民に損金を与えた件で返還出来ない場合、行政監査請求のために文書などで2週間後に説明文書を送付するように伝えて置いたのに、不作為を続け説明責任を果たさないため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第182号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
72	平成25年度 諮問受理第243号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第488号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区副区長・〇〇に付与されている、区民を虐げる権限一覧表。 説明責任を果たさず、法的根拠も示さず、「訴えてみるよ」と居直りを決めて市民を虐げながら訴える方法（根拠書類）を教示すらないため。 コイツは独裁者で障害者殺害許可書でも持っているの？ 根拠書類を送って来ないために訴訟が出来ません。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第183号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
73	平成25年度 諮問受理第244号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第489号	平成26年 3 月 6 日	平成26年 3 月23日執行大阪市長選挙・阿倍野区選挙区のポスター掲示場の使用許可状一式。 全部許可されているのか不思議なため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第184号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
74	平成25年度 諮問受理第245号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第490 号	平成26年 3 月 6 日	大阪市阿倍野区選挙管理委員の名簿。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第185号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
75	平成25年度 諮問受理第246号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第491 号	平成26年 3 月 6 日	大阪市阿倍野区選挙管理委員の出席の日が分かる物。出勤時間。報酬。過去 3 年分。 仕事してそうに思わない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第186号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
76	平成25年度 諮問受理第247号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第492 号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区選挙管理委員会事務局（市）職員の名簿。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第187号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
77	平成25年度 諮問受理第248号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第493 号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区選挙管理委員会（市）職員の残業時間一覧表。 またどのような業務で残っているのかも詳しく公開してください。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第188号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
78	平成25年度 諮問受理第249号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第494 号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区選挙管理委員会で傍聴出来る委員会などの一覧表。 平成26年 3 月23日執行大阪市長選挙関係一覧。 執行する開票場の場所・見取り図や報道関係席、一般傍聴席も含む。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第189号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
79	平成25年度 諮問受理第250号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第495 号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区選挙管理委員会、開票所傍聴マニュアル。 やってはならないことを事前に調べます。 阿倍野区で傍聴の規定が無い場合は不存在証明を22日（土）まで必着をお願いします。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大 阿総第190号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日 以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者 医療保険料と国民健康保険料の差額金返還 請求が認められなかったことから、要求に 応じなければ公文書公開請求する旨の請求 者の言動を併せ考えると公文書公開請求権 の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
80	平成25年度 諮問受理第251号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第496号	平成26年 3 月 6 日	平成25年参議院議員通常選挙で阿倍野区が費用として国に請求した人件費が分かる物。 物品費の分かる物。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第191号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
81	平成25年度 諮問受理第252号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第497号	平成26年 3 月 6 日	大阪市阿倍野区選挙管理委員会で策定した選挙に関する規定全部。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第192号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
82	平成25年度 諮問受理第253号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第498号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区市民の声N0. 1471-10036-001-01決裁者欄の分かる物。 差別されているが、「あってはならない」と上滑って意味が分からないため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第193号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
83	平成25年度 諮問受理第254号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第499号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区役所で来庁者等に対するサービス向上プロジェクトの「等」という蔑称を使う事に決議した文書。 等という言葉は「上から目線で平たく全部を指す」意味であるので、民間では禁じ文字なのにあえて使う意味も教えてほしい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第194号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
84	平成25年度 諮問受理第255号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第500号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区役所ホームページで公選区長の名字の「羽」と言う字がページページで替えている根拠となる物。 区役所筆頭の区長の名字をビミョーに替えているのであれば公選の区長を蔑ろにしているのか確認したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第195号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
85	平成25年度 諮問受理第256号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第501号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区保健福祉課で「後期高齢者医療制度」についての理解度を深めて、保健福祉課に案内しなければならない研修が行われた時の資料。 根拠は阿倍野区保健福祉課自体が業務の遂行不能に陥っていて制度を理解すらしていない。研修も行っていないと考えられるため、確認。平成20年度から全部。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第196号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
86	平成25年度 諮問受理第257号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第502号	平成26年 3 月 6 日	阿倍野区役所で行政手続きをうやむやにしまうマニュアル。 副区長・〇〇が電話で「訴えてみろよ」と居直りながら、阿倍野区が行った「市民の財産を損ずる行政行為」の書類を出さないために請求。 文書の請求は訴えるために使用する所以需要と何度も保健福祉課長〇〇・総務課係長〇〇・健康保険課長代理の4者の面談時に口頭で約束したにも関わらず。14日以上経った今でも郵送されて来ないため。 言ったこととやっていることが真逆である。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第197号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
87	平成25年度 諮問受理第258号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第503号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区役所で役所からの官給品として同区職員に配給している、携帯端末（スマートフォン含む）の数。配布した職員名。配布した携帯端末の電話番号が分かる物。 職務時間中に自席を離れスマホをいじりに没頭する職員を見かけたので、区役所の緊急連絡体勢の確立のために持たせている物かどうか確認したい。 回線は不正に使用していませんが秘密保持のためなら回線番号は非公開可。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第198号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
88	平成25年度 諮問受理第259号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第504号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区役所で役所から官給品として同区職員に配給している、携帯端末（スマートフォン含む）の充電器の数。配布した職員名。座席地図。 阿倍野区の事務所で同充電器からスマートフォンに繋げていた者を発見したため、「当然」私的携帯ではないかを確認したいため。 阿倍野区役所は公共物で職員が職務時間中に自席で私的携帯端末に充電など考えられないため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第199号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
89	平成25年度 諮問受理第260号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第505号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区役所で私的携帯端末（スマートフォン含む）に充電している者を発見したので、個別電力の料金を支払っていると推察するので、その電気代の納付書全部。保存期間全部。 ただのモラルのない「電気泥棒」か確認したいため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第200号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
90	平成25年度 諮問受理第261号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第506号	平成26年 3 月 7 日	平成26年 3 月 7 日（金）の職務時間中に阿倍野区役所職員に向けて発信した緊急電話の数、時間、発信した職員の氏名など。 職務時間中に自席を離れてスマホをいじりに没頭する職員を見かけたので、区役所の緊急連絡があつて自席を離れ、区役所のフロア死角に猛然と突進する職員が居たので確認したい。 発信内容は秘密保持のために非公開可。 まさか…トイレ近くでラインゲームや出会い系サイトじゃないですね。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第201号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
91	平成25年度 諮問受理第262号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第507号	平成26年 3 月 7 日	大阪市で職務時間に私的携帯電話端末操作をしていた場合の職務専念義務違反の規範となる物。また私的携帯端末に市役所の電源を使用し充電している者の処罰規定など。 仕事中にスマホいじる職員は喫煙職員より怠業時間も長く、悪質と思われるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第202号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
92	平成25年度 諮問受理第263号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第508号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区で職務時間に私的携帯端末操作をしていた場合の職務専念義務違反の規範となる物。また私的携帯端末に市役所の電源を使用し充電している者の処罰規定など。職員モラル向上がかなんだか知らないけど…実際「仕事時間中にスマホ必死」みたいなアホ職員（背が低い）がいきなりいてるやん。それも阿倍野区の心臓部か首脳部の総務課あたりに～みたいな 仕事中にスマホいじる職員は喫煙職員より怠業時間も長く、悪質と思われる。現に平成26年 3 月 7 日に来所した市民そっちのけでスマホをガン見しながら渡り廊下から階段近くの踊り場うろうろ人相悪い顔になっとるよ～みたいにスマホガン見・激打ちしてからまたもや事務所に戻った職員が居てたので確認。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第203号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
93	平成25年度 諮問受理第264号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第509号	平成26年 3 月 7 日	大阪市で職務時間に私的携帯端末を充電しているやつを注意すらできない根拠の書類。それは区役所ぐるみで充電し放題で「スマホのバッテリー持たなくて」みたいなのりだからか確認。 横領ではないのか？	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第204号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
94	平成25年度 諮問受理第265号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第510号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区の執務時間に回線を開いて携帯端末を常時「すぐ通話可」としておかなければいけない人リスト。 また、その常時スタンバイ～緊急電話可なのになんで職場はなれて死角で激打ちしてるんじゃい～って事が合理的に納得できる書類。 職務時間に 2 階の踊り場でスマホ激打ち～なんで～と思ったのを確認したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第205号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
95	平成25年度 諮問受理第266号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第511号	平成26年 3 月 7 日	大阿総第110号の決裁欄の分かる物。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第206号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
96	平成25年度 諮問受理第267号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第512号	平成26年 3 月 7 日	阿倍野区で差別に抵触するしないを取り決め教育の規範とした書類。 保有してもしないのになぜ答えれるのか？ 4 時間だんまりで眼鏡曇らて遊んでいるだけの保健福祉課長が「それは差別ちやいます」って即答はおかしい。 また市民の声で有ってはならないことと言うが、実際に母は財産を搾取までされている。根拠書類を条例に則り速やかに出すべし。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第207号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
97	平成25年度 諮問受理第268号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第513号	平成26年 3 月 7 日	平成26年 2 月19日に阿倍野区保健福祉課課長〇〇との 4 時間に亘る面談後に約束した「損害金を返せない旨を詳しく記入した文書を未だ送れない」理由の分かる物。 確認・決裁など「大阪市手続条例」に基づき請求する。 副区長〇〇が「入院しているこのキチガイが訴えられへんやろ～死にかけばばあ」と言ったからには「訴える公文書」が必要な事は明明白白で、副区長が威ばりくさって差別・侮辱を込めて挑発したのが許せないため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第208号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
98	平成25年度 諮問受理第269号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第514号	平成26年 3 月 8 日	大阪市の職員で市税などを滞納している職員の氏名・職位・滞納市税などの件数・その額が明確に分かる物。 新聞で信じられない「市役所の職員が」「市税などを滞納」しているのは酷いと思ったから。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第209号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
99	平成25年度 諮問受理第270号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第515号	平成26年 3 月 8 日	大阪市阿倍野区の職員で市税などを滞納している職員の氏名・職位・滞納市税などの件数・その額が明確に分かる物。 新聞で信じられない「市役所の職員が」「市税などを滞納」しているのは酷いと思ったから。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第210号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
100	平成25年度 諮問受理第271号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第516号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区職員の交通費の申請や給付額と定期券などの確認を示した資料。 自動車出勤を行っている者が居てるので不正受給を行っていると思うため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第211号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
101	平成25年度 諮問受理第272号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第517号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区職員の職務時間内に庁舎外に出た場合の時間・場所・行先など適正管理している書類。 阿倍野区職員は職務時間中に名札を外していたが「阿倍野区」と書いた自転車にまたがり、ＡＴＭで入金か出金の手続きを長時間行い、また自転車にまたがり庁舎に帰るのを目撃したため。 仕事中に職場離れて自分の用事は良いのか？	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第212号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
102	平成25年度 諮問受理第273号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第518号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区役所の職員が職務時間中にパソコンでインターネットなどで不必要なサイト閲覧しているログリスト。 食べログに同区職員と思われる人物が掲載しているのを確認したい。 職務専念義務違反ではないのか？	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第213号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
103	平成25年度 諮問受理第274号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第519号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区の「あべのん」を作成した経過の分かる決裁など一式。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区ごときがなぜ市民とのコミュニティーを持ちたいキャラを作ったのか教えて欲しい。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちょ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか」的安易な考えではないか？ 行政監査請求をする資料に使用。 阿倍野区は回答を守れないので20日まで必着。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第214号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
104	平成25年度 諮問受理第275号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第520号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区の「あべのん」の製作費・運営費・修理費・人件費を作成してから現在までの費用が全部分かるもの一式。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区がなぜ無駄なキャラを作ってどれくらい市民の公金をドブに捨ててしまったのかを教えて欲しい。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちょ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか〜思った以上にお金要るよね」的安易な考えではないか？ 行政監査請求をする資料に使用。 阿倍野区は回答を守れないので20日まで必着。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第215号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
105	平成25年度 諮問受理第276号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第521号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区の「あべのん」の費用対効果が分かる物全部。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区がなぜ無駄なキャラ着ぐるみなんぞ大金を使って作ってしまって、この頃着ぐるみは面倒で出番もお寂しく、倉庫の端っこで汗と手あかにまみれたままファブリーズをシュシュッとかけて放棄され、どれくらいの市民の公金をドブに捨てて崩壊してしまったのかを教えて欲しい。 着ぐるみメンテも大変だが、消してしまうのも大変だからHPとか二次元化につとめ、有ろうことか区長の写真に合成までしてしまうバカッブリが素晴らしい〜閉口する。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちょ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか〜思った以上にお金要るよね」的安易な考えではないか？ もうゴミ捨て場に捨てたのかも確認したい。 行政監査請求をする資料に使用。 阿倍野区は回答を守れないので20日まで必着。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第216号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
106	平成25年度 諮問受理第277号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第522号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区「あべのん」の予算の分かる物。またこの予算を容認した職員の分かる物。 大阪市財政が危機的なのに何のメリットもなく、観光などにも用立てず、ただせこい「イベント」の端っこに登場して半径2メートル以内の子どもを笑わすだけの浮世離れた着ぐるみに「どのような壮大なプロジェクト」があって、公金をジャブジャブ投入して相反する「阿倍野区を潤す経済的効果」や「市民との融和のシンボリック目指すべき道があったのか知りたい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第217号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
107	平成25年度 諮問受理第278号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第523号	平成26年 3 月 8 日	阿倍野区あべのんキャラクターデータ庁内使用規定の細則を纏めた書類。 膨大な公金を投入して着ぐるみを作り、腐って来たから「公共のHP等にやたらと出てきて、あろうことか区長の写真に合成するとは何事か？ いくら載せても「阿倍野区のシンボル」にはなれず「阿倍野区の怠慢のシンボル」になり下がり、本来、区長の紹介写真に合成するなど「頭のおかしいの」的使用方法は止めて欲しい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第218号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
108	平成25年度 諮問受理第279号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第524号	平成26年 3 月 9 日	大阪市阿倍野区〇〇 ○ー〇ー〇ー〇 〇〇が精神障害者福祉手帳を取得したがその時に阿倍野区保健福祉課職員が何も教示もしおりも渡さなかったので、8万円の損害金が発生しています。 同区に苦情に言いに行きましたが、返却出来ない、訴えてみろと言われました。 訴訟を起こそうとしていますが、阿倍野区の言う平成26年 2 月19日の期日を越えても書類が来ません。 大阪市手続き条例に基づき経緯を教えてください。 市を相手に訴えてみると居直るのなら訴訟の根拠となる同条例の通知は当たり前ではないのか？	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第219号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
109	平成25年度 諮問受理第280号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第525号	平成26年 3 月 9 日	阿倍野区が大阪市手続条例を守れない理由の分かる物。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第220号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
110	平成25年度 諮問受理第281号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第526号	平成26年 3 月 9 日	阿倍野区が組織崩壊している資料。 管理職は市民に帰って欲しいから嘘をついて納得させて帰宅させるマニュアルを持っていると考えられる。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第221号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
111	平成25年度 諮問受理第282号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第527号	平成26年 3 月 9 日	阿倍野区が市民に「訴えたらいいやん」とふんぞり返りながら言い、市民に何の通知も出さないのは地方公務員の仕事も分かってないので、阿倍野区はどう優遇されていて、行政法や大阪市手続条例を守らなくていいとなっているのか確認できる資料。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第222号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
112	平成25年度 諮問受理第283号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第528号	平成26年 3 月 9 日	阿倍野区副区長〇〇・保健福祉課長〇〇の平成25年度健康診断の結果の写し。 市民の言っていることも分からない。言葉づかいも出来ない。居直る。約束したことも忘れてしまう。 のは認知症・末期脳腫瘍など脳を損傷している重篤な診断がおりていて職務が全うできないと推察するので確認。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月13日付け大阿総第223号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計114件（同年 3 月 9 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
113	平成25年度 諮問受理第284号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第529号	平成26年 3 月10日	阿倍野区市民の声N0. 1471-10040-001-01	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大阿総第227号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
114	平成25年度 諮問受理第285号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第530号	平成26年 3 月10日	阿倍野区市民の声N0. 1471-10040-001-02	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大阿総第228号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
115	平成25年度 諮問受理第286号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第531号	平成26年 3 月10日	阿倍野区で行っている「送付先を変更した場合」送付先変更方住所を住民基本台帳を見て確認するという作業が記載されている書類。 住民基本台帳の閲覧を法、条例、規則などで取りきめていない場合は不正アクセスと考えるため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大阿総第229号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
116	平成25年度 諮問受理第287号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第532号	平成26年 3 月10日	阿倍野区の市民の声で「文書で回答を選択できる旨」を記載し、尚且つ文書の回答を希望しているのに「メールで送ってくる」根拠。 これ、ただのいつもの阿倍野区の特定の市民に対する嫌がらせ「差別」ですよね。 差別と思いますので。至急回答。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大 阿総第230号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
117	平成25年度 諮問受理第288号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第533号	平成26年 3 月10日	阿倍野区役所「切手取り扱い」規則。 市民の返送用封筒に切手を貼ってみたり、文句を言うとキッチリ前に貼っていた切手を剥がしてみたり、市民の声の回答方法を文書希望しているのに「メール」で送ってみたり、ある日突然自宅ポストに投函してみたり。 切手も公金なのでみだりに職員の気分で貼られるのは困りますし、不正の温床になっていると思います。 確認したい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大 阿総第231号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
118	平成25年度 諮問受理第289号	平成26年 3 月31日 付け大阿総第534号	平成26年 3 月11日	阿倍野区役所保険年金担当・〇〇、〇〇が〇〇あてに送付してきた「書類の返却、送付先の確認について」の文書作成に関わった人物が確認できる決裁などの写しを希望。 不作為の確認。 この手続きは平成26年 2 月19日に届けているにも関わらず、処理をせず、口座振替も放置されたままであった。 また、同区保健福祉課長〇〇や副区長〇〇がなんだかんだと御託を並べて「居直っているに」せよ、月末の納付金が納められているにも関わらずこの手続きが進められていない事に「加入手続き」を見送ったにも関わらず、来所時には何の説明もせず、書面で意味不明な言葉を並びたてているので請求。 住民監査請求に使用。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月14日付け大 阿総第232号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計120件（同年 3 月11日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 3 月17日
119	平成26年度 諮問受理第 5 号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第12号	平成26年 3 月15日	阿倍野区役所「切手取り扱い」規則。 市民の返送用封筒に切手を貼ってみたり、文句を言うとキッチリ前に貼っていた切手を剥がしてみたり、市民の声の回答方法を文書希望しているのに「メール」で送ってみたり、ある日突然自宅のポストに投函してみたり。 切手も公金なのでみだりに職員の気分で貼られるのは困りますし、不正の温床になっていると思います。 確認したい。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解していないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第251号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
120	平成26年度 諮問受理第 6 号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第13号	平成26年 3 月15日	阿倍野区役所保険年金担当・〇〇、〇〇が〇〇あてに送付してきた「書類の返却、送付先の確認について」の文書作成に関わった人物が確認できる決裁などの写しを希望。 不作為の確認。 この手続きは平成26年 2 月19日に届けているにも関わらず、処理をせず、口座振替も放置されたままであった。 また、同区保健福祉課長〇〇や副区長〇〇がなんだかんだと御託を並べて「居直っているに」せよ、月末の納付金が納められているにも関わらずこの手続きが進められていない事に「加入手続き」を見送ったにも関わらず、来所時には何の説明もせず、書面で意味不明な言葉を並びたてているので請求。 住民監査請求に使用。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解していないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第252号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
121	平成26年度 諮問受理第 7 号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第14号	平成26年 3 月15日	阿倍野区役所保険年金担当・〇〇、〇〇が〇〇あてに送付してきた「書類の返却、送付先の確認について」の文書作成に関わった人物が確認できる決裁などの写しを希望。 不作為の確認。 この手続きは平成26年 2 月19日に届けているにも関わらず、処理をせず、口座振替も放置されたままであった。 また、同区保健福祉課長〇〇や副区長〇〇がなんだかんだと御託を並べて「居直っているに」せよ、月末の納付金が納められているにも関わらずこの手続きが進められていない事に「加入手続き」を見送ったにも関わらず、来所時には何の説明もせず、書面で意味不明な言葉を並びたてているので請求。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第253号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
122	平成26年度 諮問受理第 8 号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第15号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の市民の声で「文書で回答を選択できる旨」を記載し、尚且つ文書の回答を希望しているのに「メールで送って来る」根拠。 これ、ただのいつもの阿倍野区の特定の市民に対する嫌がらせ「差別」ですよ。差別と思いますので。至急回答。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第254号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
123	平成26年度 諮問受理第 9 号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第16号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の市民の声で「文書で回答を選択できる旨」を記載し、尚且つ文書の回答を希望しているのに「メールで送って来る」根拠。 これ、ただのいつもの阿倍野区の特定の市民に対する嫌がらせ「差別」ですよ。差別と思いますので。至急回答。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第255号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
124	平成26年度 諮問受理第10号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第17号	平成26年 3 月15日	阿倍野区で行っている「送付先を変更した場合」送付先変更方住所を住民基本台帳を見て確認するという作業が記載されている書類。 住民基本台帳の閲覧を法、条例、規則などで取りきめていない場合は不正アクセスと考えるため。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第256号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
125	平成26年度 諮問受理第11号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第18号	平成26年 3 月15日	阿倍野区が大阪市手続条例を守れない理由の分かる物。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第257号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
126	平成26年度 諮問受理第12号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第19号	平成26年 3 月15日	阿倍野区市民の声NO. 1471-10040-001-02 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しています。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第258号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
127	平成26年度 諮問受理第13号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第20号	平成26年 3 月15日	今回大阪市情報公開条例での却下理由が「大量」であって「公開権の濫用」という聞いたこともない言葉が却下理由に書かれていましたが、同条例を通読してもこのような理由で却下できる旨が書いていません。ので公開権の濫用はなにかということも含めて条例の運用規則などを教えてください。同条例の主旨は「情報を市民に公開して透明性を持たせる事」が謳われています。しかし却下の理由があまりにも条例違反と考えます。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第259号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
128	平成26年度 諮問受理第14号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第21号	平成26年 3 月15日	阿倍野区副区長〇〇・保健福祉課長〇〇の平成25年度健康診断の結果の写し。 職務が全うできないと推察するので確認。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第260号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
129	平成26年度 諮問受理第15号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第22号	平成26年 3 月15日	平成22年 4 月～23年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第261号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
130	平成26年度 諮問受理第16号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第23号	平成26年 3 月15日	平成21年 4 月～22年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第262号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
131	平成26年度 諮問受理第17号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第24号	平成26年 3 月15日	平成20年 4 月～21年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第263号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
132	平成26年度 諮問受理第18号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第25号	平成26年 3 月15日	平成19年 4 月～20年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第264号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
133	平成26年度 諮問受理第19号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第26号	平成26年 3 月15日	平成19年 4 月～20年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第265号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
134	平成26年度 諮問受理第20号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第27号	平成26年 3 月15日	平成19年 4 月～20年 3 月までの現阿倍野区保健福祉課の職員担当表を請求します。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第266号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
135	平成26年度 諮問受理第21号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第28号	平成26年 3 月15日	阿倍野区副区長〇〇の平成25年度の出退勤状況・時間の分かる書類。 危機管理力の確認 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第267号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
136	平成26年度 諮問受理第22号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第29号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の管理職員危機管理マニュアル類。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第268号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
137	平成26年度 諮問受理第23号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第30号	平成26年 3 月15日	市民の声NO. 1171-10052-001-01 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第269号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
138	平成26年度 諮問受理第24号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第31号	平成26年 3 月15日	阿倍野区職員力向上基本プランの策定の主旨を記載したもの。決裁者の分かる書類。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第270号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
139	平成26年度 諮問受理第25号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第32号	平成26年 3 月15日	平成26年 2 月20日～同27日までに阿倍野区副区长〇〇が相談した弁護士の氏名・事務所所在地を明らかにする書類。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第271号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
140	平成26年度 諮問受理第26号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第33号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の陳腐なビジョンの作成・決裁に関わったのの氏名の分かる決裁文書の写し。 ビジョンは絵空事で実情は市民に障害者差別を間断となく繰り返す阿倍野区役所体質とは乖離しているため。 パクリならパクった書類で可。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第272号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
141	平成26年度 諮問受理第27号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第34号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の陳腐なスローガン「住み続けたいまち阿倍野区」のネーミングに携わったものの氏名の分かる決裁文書の写し。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第273号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
142	平成26年度 諮問受理第28号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第35号	平成26年 3 月15日	平成26年 2 月19日に阿倍野区保健福祉課長〇〇が同副区长〇〇に報告した後期高齢者医療の教示苦情の報告書。 シャープペンシルで筆記したメモ。 要点を得ず、副区长〇〇が全く市民感情を無視して素っ頓狂な回答をしたため「確認」したい。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第274号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
143	平成26年度 諮問受理第29号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第36号	平成26年 3 月15日	阿倍野区管内の市・府民税の滞納者人数と滞納額を教えてください。また滞納解消方法。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第275号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
144	平成26年度 諮問受理第30号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第37号	平成26年 3 月15日	阿倍野区管内の固定資産税・都市計画税の滞納者人数と滞納額を教えてください。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。私は払っていますから。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第276号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
145	平成26年度 諮問受理第31号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第38号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修に参加した出席簿など職員がどれだけ参加して行ったのかというものが分かる物。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第277号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
146	平成26年度 諮問受理第32号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第39号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修がどのような事をしたのか分かる書類。研修資料など。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第278号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
147	平成26年度 諮問受理第33号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第40号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修に使用した費用・人件費・物品費などすべての金額を示したもの。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第279号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
148	平成26年度 諮問受理第34号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第41号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の公選区長になってからの職員接遇研修で職員の行状が良くなった成果を示すもの。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第280号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
149	平成26年度 諮問受理第35号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第42号	平成26年 3 月15日	阿倍野区主催、共催、阿倍野区管内全域で行われるにおける、懇話会・審議会・委員会などで、一般市民が傍聴させてくれない物の一覧。 全部を教えてください。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大 阿総第281号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
150	平成26年度 諮問受理第36号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第43号	平成26年 3 月15日	阿倍野区役所で保有する、阿倍野区副区長〇〇の副区長として留保する事にした根拠記録。 主旨は公選区長を抜擢しているにも関わらず、全否定して攻撃の対象とした旧体制のデタラメ元区長をどういう訳か未だに副区長に置き留めている根拠を知りたいため。 橋下市政では旧区長を否定し、「公選区長」を宛がい、市政の好転を謳い失墜した市役所の信用を取り戻そうとする、「目玉政策」の一つでもあったはずである。また、そもそも〇〇区長時代には「東住吉区役所裏金プール事件」など「ばれた東住吉区だけが悪いんだよ～残念だよね～」的要素があり、当然24区横並びに有ったであろう裏金プールが必ずあったはずで、ただ単に後続の23区に存在していると額の大きさなどで大事件の様相を高めたので、本当の事実を秘匿・隠蔽・握りつぶしてしまった「大阪市職員天国」時代の負の遺産の象徴でもあり、そのような時代に裏金の隠蔽を指揮した張本人を副区長として何故置いているのか分からない。組織は必死に守るが市民の窮状には峻厳を持って臨み、それこそ木偶の区長との「二重行政」ではないのか？公選区長も血税を支払っているのであれば、全否定した旧区長は当然の如く「お払い箱」ではと素朴に思うし、この〇〇の応接を聞いて必要性を感じない。また他の区役所で有益な教示を受けたことに対しても「確認」をして「どこの区でも同じサービスレベルしかやっておりますよ」的な暴言を吐くこと自体現在求められる「区政」とはかけ離れていて同副区長の存在が行政サービス向上を阻んでいると推察される。不必要。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第282号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
151	平成26年度 諮問受理第37号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第44号	平成26年 3 月15日	阿倍野区副区長・〇〇に付与されている、区民を虐げる権限一覧表。 説明責任を果たさず、法的根拠も示さず、「訴えてみるよ」と居直りを決めて市民を虐げながら訴える方法（根拠書類）を教示すらしないため。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第283号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
152	平成26年度 諮問受理第38号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第45号	平成26年 3 月15日	阿倍野区市民の声N0. 1471-10036-001-01決裁者欄の分かる物。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第284号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
153	平成26年度 諮問受理第39号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第46号	平成26年 3 月15日	阿倍野区主催、共催、阿倍野区管内全域で行われている、懇話会・審議会・委員会など、または職員研修などで、平成26年度以降に行われる予定である、一般市民が傍聴出来る物の一覧。全部を教えてください。 また、市民傍聴の条件など「傍聴ルール」を付けてください。 請求の主旨は阿倍野区の杜撰な行政を生で見てみたいほか、物申さないと「泣き寝入り」をしてしまう結果となるので、茶番劇で終わらせないために積極的に参加したいため。予定を確認。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第285号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
154	平成26年度 諮問受理第40号	平成26年 4 月 25 日 付け大阿総第47号	平成26年 3 月 15 日	阿倍野区役所で役所からの官給品として同区職員に配給している、携帯端末（スマートフォン含む）の数。配布した職員名。配布した携帯端末の電話番号が分かる物。 職務時間中に自席を離れてスマホをいじりに没頭する職員を見かけたので、区役所の緊急連絡体勢の確立のために持たせている物かどうか確認したい。 回線は不正に使いませんが秘密保持のためなら回線番号は非公開可。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月 28 日 付け大阿総第286号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月 27 日以降、短期間に合計166件（同年 3 月 28 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月 19 日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
155	平成26年度 諮問受理第41号	平成26年 4 月 25 日 付け大阿総第48号	平成26年 3 月 15 日	平成26年 3 月 7 日（金）の職務時間中に阿倍野区役所職員に向けて発信した緊急電話の数、時間、発信した職員の氏名など。 職務時間中に自席を離れてスマホをいじりに没頭する職員を見かけたので、区役所の緊急連絡があつて自席を離れ、区役所のフロア死角に猛然と突進する職員が居たので確認したい。 発信内容は秘密保持のため非公開可。 まさか…トイレ近くでラインゲームや出会い系サイトじゃないですよ。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月 28 日 付け大阿総第287号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月 27 日以降、短期間に合計166件（同年 3 月 28 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月 19 日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
156	平成26年度 諮問受理第42号	平成26年 4 月 25 日 付け大阿総第49号	平成26年 3 月 15 日	阿倍野区で職務時間に私的携帯端末操作をしていた場合の職務専念義務違反の規範となる物。また私的携帯端末に市役所の電源を使用し充電している者の処罰規定など。 職員モラル向上がかなんだか知らないけど…実際「仕事時間中にスマホ必死」みたいなアホ職員（背が低い）がいきなりいてるやん。それも阿倍野区の心臓部か首脳部の総務課あたりに～みたいな 仕事にスマホいじる職員は喫煙職員より怠業時間も長く、悪質と思われる。 現に平成26年 3 月 7 日に来所した市民そっちのけでスマホをガン見しながら渡り廊下から階段近くの踊り場うろうろ人相悪い顔になつとるよ～みたいにスマホガン見・激打ちしてからまたもや事務所に戻った職員が居てたので確認。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月 28 日 付け大阿総第288号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月 27 日以降、短期間に合計166件（同年 3 月 28 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月 19 日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
157	平成26年度 諮問受理第43号	平成26年 4 月 25 日 付け大阿総第50号	平成26年 3 月 15 日	大阪市阿倍野区の職員で市税などを滞納している職員の氏名・職位・滞納市税などの件数・その額が明確に分かる物。 新聞で信じられない「市役所の職員が」「市税などを滞納」しているのは酷いと思ったから。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月 28 日 付け大阿総第289号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月 27 日以降、短期間に合計166件（同年 3 月 28 日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月 19 日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
158	平成26年度 諮問受理第44号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第51号	平成26年 3 月15日	阿倍野区職員の職務時間内に庁舎外に出た場合の時間・場所・行先など適正管理している書類。 阿倍野区職員は職務時間中に名札を外していたが「阿倍野区」と書いた自転車にまたがり、ＡＴＭで入金か出金の手続きを長時間行い、また自転車にまたがり庁舎に帰るのを目撃したため。 仕事中に職場離れて自分の用事は良いのか？ 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第290号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
159	平成26年度 諮問受理第45号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第52号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の「あべのん」を作成した経過の分かる決裁など一式。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区ごときがなぜ市民とのコミュニティーを持ちたいキャラを作ったのか教えて欲しい。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちゃ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか」的安易な考えではないか？ 行政監査請求をする資料に使用。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第291号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
160	平成26年度 諮問受理第46号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第53号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の「あべのん」の製作費・運営費・修理費・人件費を作成してから現在までの費用が全部分かるもの一式。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区がなぜ無駄なキャラを作ってどれくらい市民の公金をドブに捨ててしまったのかを教えて欲しい。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちゃ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか～思った以上にお金要るよね」的安易な考えではないか？ 行政監査請求をする資料に使用。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第292号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
161	平成26年度 諮問受理第47号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第54号	平成26年 3 月15日	阿倍野区の「あべのん」の費用対効果が分かる物全部。 市民サービスすらまともに行えない阿倍野区がなぜ無駄なキャラ着ぐるみなんぞを大金を使って作ってしまって、この頃着ぐるみは面倒で出番もお寂しく、倉庫の端っこで汗と手あかにまみれたままファブリーズをシュシュッとかけて放棄され、どれくらい市民の公金をドブに捨てて崩壊してしまったのかを教えて欲しい。 着ぐるみメンテも大変だが、消してしまうのも大変だからＨＰとかの二次元化につとめ、有ろうことか区長の写真に合成までしてしまうバカっブリが素晴らしい～閉口する。 ひこにゃんが売れたからバカみたいに「いっちゃ阿倍野も公金をジャブジャブ使ってやってみるか～思った以上にお金要るよね」的安易な考えではないか？ もうゴミ捨て場に捨てたのかも確認したい。 行政監査請求をする資料に使用。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第293号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
162	平成26年度 諮問受理第48号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第55号	平成26年 3 月15日	阿倍野区「あべのん」の予算の分かる物。またこの予算を容認した職員の分かる物。大阪市財政が危機的なのに何のメリットもなく、観光などにも用立てず、ただせこい「イベント」の端っこに登場して半径2メートル以内の子どもを笑わすだけの浮世離れした着ぐるみに「どのような壮大なプロジェクト」があって、公金をジャブジャブ投入して相反する「阿倍野区を潤す経済的効果」や「市民との融和のシンボルの目指すべき道があったのか知りたい。却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第294号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
163	平成26年度 諮問受理第49号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第56号	平成26年 3 月15日	阿倍野区が大阪市手続条例を守れない理由の分かる物。却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第295号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
164	平成26年度 諮問受理第50号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第57号	平成26年 3 月15日	阿倍野区が大阪市公開条例を守れない理由の分かる物。却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 3 月28日付け大阿総第296号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計166件（同年 3 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成25年 4 月 1 日
165	平成26年度 諮問受理第51号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第58号	平成26年 3 月30日	公文書公開条例とその運用の規則など全部。行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進と開かれた市政の推進に不可欠の制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、大阪市では原則公開と個人情報保護を基本として公文書の公開と市政情報的確な提供に努めます。と書きながら「公開権の濫用」と却下決定されているために根拠資料を見たい。何度条例を読んでも「濫用」の規定が記載されていないため。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月11日付け大阿総第 3 号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計170件（同年 3 月31日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 4 月15日
166	平成26年度 諮問受理第52号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第59号	平成26年 3 月30日	阿倍野区が大阪市公開条例を守れない理由の分かる物。却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月11日付け大阿総第 4 号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計170件（同年 3 月31日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 4 月15日
167	平成26年度 諮問受理第53号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第60号	平成26年 3 月30日	公文書公開条例の公文書公開請求権の濫用の判定基準。市民の知る権利を濫用と断じるのはおかしい。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月11日付け大阿総第 5 号 公開請求却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計170件（同年 3 月31日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 4 月15日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
168	平成26年度 諮問受理第54号	平成26年 4 月25日 付け大阿総第61号	平成26年 3 月30日	阿倍野役所の条例の運用がおかしい。公文書公開請求の主旨に反すると認められるものの判定根拠。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月11日付け大 阿総第 6 号 公開請求却 下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計170件（同年 3 月31日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 4 月15日
169	平成26年度 諮問受理第69号	平成26年 5 月26日 付け大阿総第132号	平成26年 4 月13日	阿倍野役所の条例の運用がおかしい。公文書公開請求の主旨に反すると認められるものの判定根拠。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月28日付け大 阿総第114号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計175件（同年 4 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月 7 日
170	平成26年度 諮問受理第70号	平成26年 5 月26日 付け大阿総第133号	平成26年 4 月13日	阿倍野区が大阪市公開条例を守れない理由の分かる物。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよね？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよね？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月28日付け大 阿総第115号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計175件（同年 4 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月 7 日
171	平成26年度 諮問受理第71号	平成26年 5 月26日 付け大阿総第134号	平成26年 4 月13日	公文書公開条例の公文書公開請求権の濫用の判定基準。 市民の知る権利を濫用と断じるのはおかしい。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月28日付け大 阿総第116号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計175件（同年 4 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月 7 日
172	平成26年度 諮問受理第72号	平成26年 5 月26日 付け大阿総第135号	平成26年 4 月13日	公文書公開条例とその運用の規則など全部。 行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進と開かれた市政の推進に不可欠の制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、大阪市では原則公開と個人情報保護を基本として公文書の公開と市政情報の的確な提供に努めます。 と書きながら「公開権の濫用」と却下決定されているために根拠資料を見たい。 何度条例を読んでも「濫用」の規定が記載されていないため。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月28日付け大 阿総第117号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計175件（同年 4 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月 7 日
173	平成26年度 諮問受理第73号	平成26年 5 月26日 付け大阿総第136号	平成26年 4 月13日	公文書公開条例とその運用の規則など全部。 行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進と開かれた市政の推進に不可欠の制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、大阪市では原則公開と個人情報保護を基本として公文書の公開と市政情報の的確な提供に努めます。 と書きながら「公開権の濫用」と却下決定されているために根拠資料を見たい。 何度条例を読んでも「濫用」の規定が記載されていないため。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 4 月28日付け大 阿総第118号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計175件（同年 4 月28日現在）の公文書公開請求がなされたうちの 1 つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月 7 日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日
174	平成26年度 諮問受理第80号	平成26年 6 月 5 日 付け大阿総第146号	平成26年 5 月 1 日	公文書公開条例とその運用の規則など全部。 行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進と開かれた市政の推進に不可欠の制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、大阪市では原則公開と個人情報の保護を基本として公文書の公開と市政情報の的確な提供に努めます。 と書きながら「公開権の濫用」と却下決定されているために根拠資料を見たい。 何度条例を読んでも「濫用」の規定が記載されていないため。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 5 月15日付け大阿総第121号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計179件（同年 5 月15日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月22日
175	平成26年度 諮問受理第81号	平成26年 6 月 5 日 付け大阿総第147号	平成26年 5 月 1 日	公文書公開条例とその運用の規則など全部。 行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進と開かれた市政の推進に不可欠の制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、大阪市では原則公開と個人情報の保護を基本として公文書の公開と市政情報の的確な提供に努めます。 と書きながら「公開権の濫用」と却下決定されているために根拠資料を見たい。 何度条例を読んでも「濫用」の規定が記載されていないため。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 5 月15日付け大阿総第122号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計179件（同年 5 月15日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月22日
176	平成26年度 諮問受理第82号	平成26年 6 月 5 日 付け大阿総第148号	平成26年 5 月 1 日	公文書公開条例の公文書公開請求権の濫用の判定基準。 市民の知る権利を濫用と断じるのはおかしい。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 5 月15日付け大阿総第123号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計179件（同年 5 月15日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月22日
177	平成26年度 諮問受理第83号	平成26年 6 月 5 日 付け大阿総第149号	平成26年 5 月 1 日	阿倍野区が大阪市公開条例を守れない理由の分かる物。 却下の理由が「複数」「後期高齢云々」「言動」「公開権の濫用」と市民をさも犯罪者の如く書いていますが、どういうことですか？言いがかりですよ？後期高齢者医療は解決済みで手続きは順調にすませましたし未納入もないですよ。言いがかりは公文書公開条例の主旨に反し公開しない阿倍野区が同条例の遵守意義を理解してないんですよ？公務員なら法令は遵守してくださいね。いつも面倒くさそうに阿倍野区の市民応接に疑問があるから知る権利を行使しているのです。 阿倍野区は条例の主旨を理解しておらず。公開権の濫用として答えようとしないので、法規・条例を管理監督している部署の回答を希望。 阿倍野区の回答は許さない。	阿倍野区役所総務課	平成26年 5 月15日付け大阿総第124号 公開請求 却下決定	本件公文書公開請求は、平成26年 2 月27日以降、短期間に合計179件（同年 5 月15日現在）の公文書公開請求がなされたうちの1つであり、同年 2 月19日以降、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことから、要求に応じなければ公文書公開請求する旨の請求者の言動を併せ考えると公文書公開請求権の濫用と認められるので却下する。	平成26年 5 月22日

(注) (え) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。